

平成 2 6 年 7 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 2 6 年 7 月 1 7 日 (木曜日)

平成26年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年7月17日(木曜日) 午前9時～午前10時

2 開催場所 南大隅町佐多支所大会議室

3 (1) 出席委員(16人)

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	田 中 秀 実
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 124号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 125号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 126号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 127号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 128号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年7月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は16名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、14番の溝田委員と15番の吉永委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第124号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可
申請は3件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第124号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可
申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明しま
す。

(議案第124号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： 19番、桑田です。

議長： 19番、桑田委員。

19番： 7月15日に本人立ち合いのもと、現地調査を行いました。場所は郡の開発団地の一
角にありまして、早期水稻が作付されて、8月の上旬は刈取りが始まるのではないかと
いう状態でした。以前より、春馬鈴薯、水稻が作付されており、今後も春馬鈴薯と水稻
の作付を予定しているということで、親子間の所有権移転ですので何も問題ないと思わ
れますが、ご審議をよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第124号受付番号1番について、

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第124号受付番号1番は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第124号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをご覧くださいと思います。

(議案第124号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議 長： 15番、吉永委員。

15番： 申請地は登尾集会施設より山手の方に200m位登った所になります。先程もできましたように40年以上前に交換した土地だということございまして、その当時、譲受人の父親がタンカンを植えられたということで、今もタンカンが植栽されておりましたが、今回の名義変更につきましては、譲渡人が相続したことにより今回の申請になったものであり、問題はないものと考えております。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第124号受付番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第124号受付番号2番は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第124号受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページをご覧いただきたいと思います。

(議案第124号受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、打越です。

議長： 12番、打越委員。

12番： 現地を15日に〇〇〇さんと調査いたしました。二人はいとこ同志で、〇〇さんの親はいなくて、兄弟2人は権利放棄をされたということで、田は松之迫で畑は栗之脇にあります。畑も田も耕作放棄地になっています。〇〇さんが耕作できないから〇〇〇さんに貰ってもらえないかということで相談され、今回の申請になったようでございます。よろしくお願いたします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第124号受付番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第124号受付番号3番は原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、次に議案第125号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、11ページの議案第125号の議案書をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第125号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、私の担当地区でございますので、現地調査の報告をいたします。

15日に溝田委員、事務局と現地調査を行いました。申請地は、花ノ木の小学校の南側、旧道に面しているわけですが、農振以外の2種農地というところがございます。現地に行きますと、城内の中心部で公共施設が多いということで農振地域から外してあるのだらうと思います。セリ市場、農協の機械センター、そして学校という公共施設がありますので、外してあるのだらうと思います。シキミの花木が植えてあるわけですが、採算がとれないということで放任状態の様子で、全体的に萱が入っております。竹等も入ってきておりました。今後、こういう施設を作って地域の方々に迷惑がかかるようなことはないようです。流末も建設をしてみないとはいきり判りませんが、川北坂の方と花ノ木の住宅街の方へ流れるような、ちょうど緩やかな頂点の所の畑地でございますので、両方に分かれて排水がなされていくのかなと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員の説明について、質疑のある方は挙手を願ひします。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： 勉強のために聞かせていただきたいと思いますが、反当〇〇万円程の賃借料になりますが、本人はそれでいいとしまして、町としては固定資産税が入ってくると思いますが、この〇〇さんの土地の固定資産税はどれくらい入ってくるか解りますか。

事務局： 固定資産税は建設されてから税務課が計算すると思っておりますので、今はお答えができません。

3 番： 今まで建設の場所がありましたら、次回で良いですので、聞いていてください。

事務局： 萱の所に昨年の12月位に許可をされて、今できているところですが、課税は来年度からになるのではと思います。税務課も償却資産でとるのか、どうするのか、まだ定かでないようですので、再度、税務課に聞きまして、次回お答えできたら回答したいと思います。

13番： この前、地域の方から質問があったのですが、農地法の5条許可申請の中で、農地区分の許可基準に定める事項がありますが、どういう縛りがあるのか教えてください。

事務局： 農地区分で太陽光に関しましては、現在のところ1種農地はできないようになってお

ります。1種農地というのは、圃場整備などの事業が行われた農地、それと農地の広がり的に10ha以上ある所は1種農地になります。1種農地は太陽光はできないように今のところはなっております。太陽光以外で宅地等に変える時は、50m以内に家があるとか、許可要件がありますので、それに該当すれば変更できます。2種農地、3種農地に関しては、とりあえずは許可できるとなっております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第125号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第125号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第126号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をもとめます。

事務局： それでは、19ページの議案第126号の議案書をご覧ください。議案第126号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第126号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の報告をもとめます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 現地は諏訪神社からずっと上にあがりまして、南川内集落から300m位入った所です。20数年前までブロイラーの農場があった所です。〇〇さんがブロイラーの飼育をされていた所です。今は萱の竹で相当荒れています。ここに太陽光発電をやりたいということで、農振除外がまいりまして、現地を調査いたしました。その場所をきれいにして太陽光パネルをするという話を聞いているのですが、周りもきれいにしてもらえるのではないかと思います。ブロイラー団地ですので、3段位に段々になっているのですが、めちゃくちゃ荒れておりました。そこをきれいにしてもらえれば、周りも良くなるのではないかと思います。除外しても周囲には影響を及ぼすことはないと思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長： ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第126号受付番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第126号受付番号1番は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第127号非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは30ページの議案第127号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第127号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)
以上、よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告をもとめます。

12番： 12番、打越です。

議長： 12番、打越委員。

12番： 15日に富田委員、会長、事務局と現地調査に行きました。現場は、自転車競技場の県道を挟んで向かい側で、茶畑がある所です。亡くなったお父さんが20年以上前に杉を植えられたということで、山林化しております。元の畑に戻すことは不可能でありまして、非農地証明をだすことは問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑にはいりません。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第127号受付番号1番については原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第127号受付番号1番は原案どおり証明することに決定い

たします。

議 長： 次に、議案第128号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、34ページの議案第128号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第128号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、議席番号13番、半田委員が受付番号7番から12番に議題提出がございます。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条議事参与の制限により席を外していただきます。

(半田委員 退席)

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第128号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第128号は原案のとおり決定いたします。

(半田委員 入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について
②あっせん申出書について

議 長： よろしいですか。以上をもちまして、平成26年7月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員